下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする連結親法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該連結事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の連結親法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の連結親法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第八十一条の二十四の三　前条第一項の連結親法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2　第七十五条の四第二項から第五項まで（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている連結親法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定の」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定の」と、「第七十四条第一項（確定申告）とあるのは「第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）」と、「第一項の承認」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の二第一項」と、「つき第一項」とあるのは「つき第八十一条の二十四の三第一項」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「場合」の下に「（修正申告書の提出により異動があった場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）、地方法人税法第十九条の二第一項（電子情報処理組織による申告）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により第八十一条の二十四の二第一項の申告又は地方法人税法第十九条の二第一項の申告を行つた場合において、財務省令で定めるところにより、これらの申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び前項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項を第八十一条の二十四の二第一項、同法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する財務省令で定める書類に添付して、これを同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

第八十一条の二十五に次の一項を加える。

4　連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項、地方法人税法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により修正申告を行つた場合において、財務省令で定めるところにより、当該修正申告により異動した連結子法人の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

第八十一条の三十一第一項中「から第八十一条の十七まで（税額控除）を「（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）」に改める。

第百三十九条第一項中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約（」を「租税条約（第二条第十二号の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。）に、「（租税条約」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「おいて、」の下に「租税条約（当該外国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第百四十二条第二項中「第四十六条」を「第四十一条の二（分配時調整外国税相当額の損金不算入）、第四十六条」に改め、同条第三項中「の計算」の下に「の通則」を加える。

第百四十二条の六の次に次の一条を加える。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第百四十二条の六の二　恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第百四十四条中「「所得税の額」とあるのは「「所得税の額」を「「第六十九条の二第一項（」とあるのは「第百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る」と、「を除く」とあるのは「及び特定所得税の額」に、「については、その額」を「の額」に、「除く。）」を「いう。）を除く」に改める。